

議 長  
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和3年2月19日 13:30 閉会 令和3年2月19日 16:10
2 場 所	委員会室及び現地
3 出席委員	七宮広樹、鈴木元久、鈴木 茂、青砥與藏、吉田広明 金澤太郎、割貝寿一
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	町民課長、課長補佐兼収納係長、収納係主査 健康福祉課長
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 参 考 人	埴町社会福祉協議会事務局長、係長
8 付 議 事 件	第1 町税滞納処理状況について 第2 埴町社会福祉協議会の運営状況について その他
9 議事の経過	<p>副委員長（鈴木元久） 開会 委員長（七宮広樹） あいさつ</p> <p>第1 町税滞納処理状況について 委員長：担当課長より説明を求める。 （町民課長が資料に基づき説明する） 委員長：何か質疑はあるか。 金澤委員：督促状発送で送った履歴が必要と思うが、どのような現状か。 町民課長：最初の督促状は普通郵便発送。その中に納付書を添えて発送している。差し押さえに関する法令上10日とあるが、差し押さえは現実的にできない。例えば所在不明や金銭的困窮を生む場合などがある。憲法でも個人の生存権や最低限度の生活を保障しているため、生活基盤崩壊となる場合。財産調査を経て差し押さえ執行となるため10日すぐにとはならない。また年2回催告書を発送（封筒の色を変えて工夫して発送している）。</p> <p>鈴木委員：催告書封筒の色は。 町民課長：最初は黄色で次はピンクの封筒を使用している。 青砥委員：催告書のサイズを大きくして送付することも、次の滞納を生まない手段と考える。 町民課長：一つの手段として検討したい。 吉田委員：軽自動車税は未納があれば車検を受けられないと思うが、未納の現状をどのように調査しているのか。他市町村の取り組みなどはどうか。 町民課長：軽自動車税の中には原付や農耕車も含まれ、車検不要の車種もある。実際の車検実施率については調査していないが、現実的に車検を受けない状況で利用しているケースは少ないと想定している。なお現実使用していない車両について、廃車処理をしていないと未納扱いとなる。他市町村の取り組みについては把握していない。</p>

副委員長：納税相談をしているが、実施している回数などはどのくらいか。また滞納者を呼び出しての対応はしているのか。

町民課長：相談その都度実施しており、ほぼ毎日担当職員が対応している。滞納者を呼び出すケースもある。

委員長：コロナ禍における納税相談件数などはどうか。

町民課長：徴収猶予として1年納付猶予かつ延滞金免除とする件数が21件納期限の延期。国税保稅減免もあるが、所得2割減少というハードルが高く、相談件数はあっても実際該当するケースは少ない印象。次年度としては事業用固定資産税が1年減免として受けられる制度もある。

委員長：徴収担当の職員を増員する計画などは。

町民課長：現状通りということで次年度対応する予定。

委員長：滞納整理として課長自ら出向く考えは。

町民課長：必要があれば出向く用意はある。

吉田委員：高齢者の減免申請要望はどのくらいか。

町民課長：特別増えていない。

金澤委員：公売案件に対する付帯条項をどのように銀行と交渉しているのか。

町民課長補佐：残債等や付帯条項を確認するが、基本は納税額が生まれる物件しかそもそも公売にかけない。

青砥委員：破産者が仮に固定資産を持っている場合の納税者は誰か。

町民課長補佐：あくまで毎年1月1日の所有者が納税者となるので、破産は納税免除要件ではない。

青砥委員：亡くなった方が所有していた車両が敷地内に放置されており、地域からの懸念材料となっているが、今後処分の方法は何かあるか。

町民課長：行政としての対応方法はない。

委員長：その他質疑がなければ、日程第1は終了する。

（町民課職員が退室し、健康福祉課長と参考人が入室する）

## 第2 埴町社会福祉協議会の運営について

委員長：担当課長より説明を求める。

（健康福祉課長と参考人が資料に基づき説明する）

委員長：何か質疑はあるか。

吉田委員：協議会当初予算に事務費支出あるが人件費は含まれているか。

（参考人）事務局長：人件費は含まれていない。

青砥委員：災害ボランティア研修がコロナ禍によって中止されたが、次年度ぜひ開催できるよう調整をしてもらいたい。

（参考人）事務局長：昨年の東日本台風で県内被災地に職員が複数派遣された経験もあることから、ボランティアマニュアルを策定し、今後の災害に備える働きかけを実施していきたい。

金澤委員：歳末助け合い世帯は前年比較どうなっているのか。

（参考人）事務局長：昨年比増加した。

委員長：社協と民間事業者の競合についてはどう考えているか。

（参考人）事務局長：民間事業者として施設面や待遇面で社協との違いがあるところは聞こえてくるが、埜町との屋号がある協議会として安心感を町民や利用者へ与えていると感じている。なお人員確保が急務であり、各事業所とも苦勞していると思う。

委員長：町の振興計画にヘルパー事務所の建て替えが計画されていたが。

健康福祉課長：振興計画段階では、デイサービスセンターの一角に社協が入っている状況で、大変使い勝手がよくないので、事務所や相談室、書類等の管理などをするための計画計上となっている。また役場西庁舎も窮屈であるため全体見直しの時期ではないかと感じる。

委員長：その他なければこれで終了し、事務所計画地を視察する。

（説明員及び参考人は退室し、全員で計画地を視察する）

委員長：まとめとして各委員からの報告は2月末までとし、議会への報告は委員長一任としてよいか。

（異議なし）

委員長：ではそのように対応する。その他委員からなければこれで終了する。

副委員長による閉会

埜町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長